

カンボジアへの渡航条件の緩和について

2021年10月18日

One Asia Lawyers カンボジア事務所

カンボジア保健省は10月16日付けで、カンボジアへの渡航者のNew Normalにおける旅行条件、カンボジアでの健康ルール及び隔離の実施に関する通達を発出しました。

同通達では、以下3つのカテゴリーが定められています。

1. カンボジア王国政府の公式招待者及び海外ミッションから帰国するカンボジア王国政府高等官：特別な取扱い
2. カンボジア人または外国人投資家、技術者、外交官、公式協力プロジェクトの担当者及び海外ミッションから帰国するカンボジア王国政府公務員（家族等を含む）：隔離期間3日間
3. 一般カンボジア人または外国人旅行者：隔離期間7日間

上記はいずれもワクチン接種済みであることが条件で、ワクチン接種が済んでいない渡航者については14日間の隔離の対象となります。

本通達の内容は10月18日以降に施行され、カンボジアに同日より前に到着した渡航者についても、ワクチン接種済みであり、書類が揃っておりかつ本通達記載の条件を満たす場合には、同通達の内容が適用される旨定められています。

●外国人投資家、技術者及びそれら家族に関する渡航条件

※登録され、税金を適切に支払っているカンボジア法人からの保証または招待状を保持していること（保証または招待状はCamDXにて作成）

※保証証明書・招待証明書：有効期限は30日、渡航前の取得が必要

※会社の従業員である場合、ワークパーミットの申請が必要

※同通達内添付1記載のホテルのどれかの予約関係書類または600ドルの預託

渡航者は到着時、同通達に記載されているすべての書類等を提出する必要があるため注意が必要です。

以上

「One Asia Lawyers」は、日本およびASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers カンボジア事務所においては、常駐日本人弁護士 2 名を含む合計 27 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

nobuaki.murakami@oneasia.legal （村上暢昭）